# 有料老人ホームの新規届出に係る各種手続きフロー

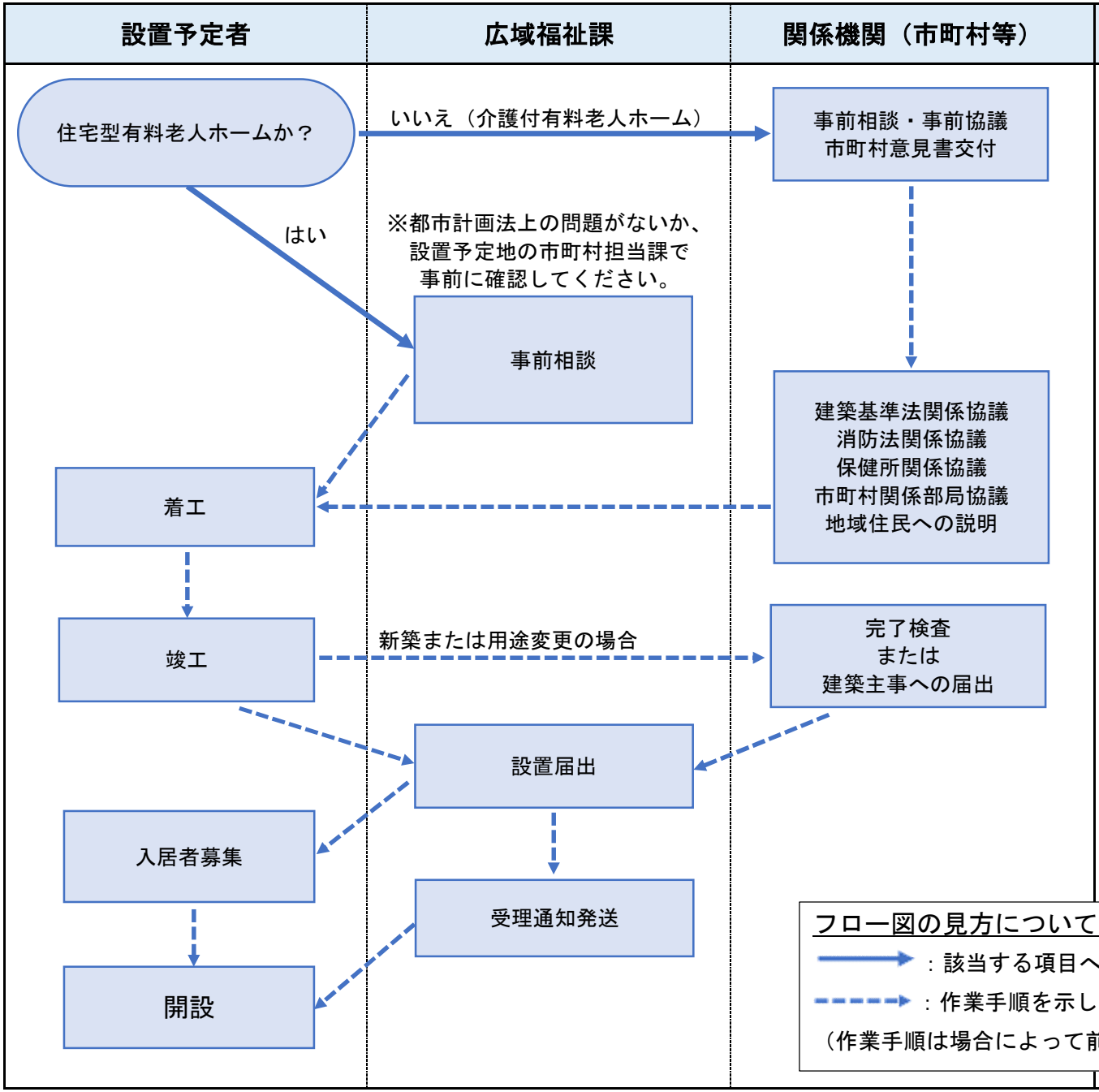


## 備考

○介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）については、市町村ごとに計画数があります。
詳しくは各市町村担当課へお問合せください。

※特定施設入居者生活介護については、介護保険事業の事前協議も必要です。

○広域福祉課との事前相談においては、「有料老人ホーム設置運営計画書」をご提出ください。

○設置届出は「設置届出に係る添付書類一覧」に記載の添付書類が必要です。

○設置届出は、開設の１ヶ月前までに受理が完了するように提出してください。

○開設時、様式第１号「重要事項説明書」及び様式第２号「届出をしている有料老人ホームの情報開示事項一覧表」を提出してください。